

新旧対照表

浦安市障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金交付要綱（平成27年告示第90号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 市長は、^{かくたん}喀痰吸引等を必要とする在宅の障がい者又は障がい児の日常生活を支援するため、<u>障がい福祉サービス等事業所を運営する事業者</u>に対し、当該従業員の喀痰吸引等研修の受講に要する経費等の一部について、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 喀痰吸引等研修 法附則第11条第2項に規定する喀痰吸引等研修をいう。</p> <p>(3)・(4) 省 略</p> <p>(5) <u>障がい福祉サービス等事業所</u> 次に掲げる事業を行う市内に存する事業所をいう。</p> <p>ア 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業</p> <p>イ <u>浦安市障がい者等移動支援事業の実施に関する規則（平成19年規則第3号）第2条第4号に規定する移動支援を行う事業</u></p> <p>ウ <u>浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則（平成19年規則第44号）第2条第4号に規定する日中一時支援を行う事業</u></p> <p>エ <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業</u></p> <p>（補助対象者）</p> <p>第3条 補助金の交付を受けることができる者は、<u>障がい福祉サービス等事業所を運営する事業者</u>とする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 市長は、^{かくたん}喀痰吸引等を必要とする在宅の障がい者又は障がい児の日常生活を支援するため、<u>居宅介護事業者</u>に対し、当該従業員の喀痰吸引等研修の受講に要する経費等の一部について、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 同 左</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 喀痰吸引等研修 法附則第4条第2項に規定する喀痰吸引等研修をいう。</p> <p>(3)・(4) 同 左</p> <p>(5) <u>居宅介護事業者</u> <u>障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護を行う事業者</u>をいう。</p> <p>（補助対象者）</p> <p>第3条 補助金の交付を受けることができる者は、<u>市内に居住する障がい者又は障がい児に対し喀痰吸引等を行うことを予定している従業員がいる居宅介護事業者</u>とする。</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 補助の対象経費(以下「補助対象経費」という。)は、障がい福祉サービス等事業所の従業員が市内に居住する障がい者又は障がい児(市外から本市の特定施設(障害者総合支援法第19条第3項(障害者総合支援法附則第18条第2項の規定による読替え後の障害者総合支援法第19条第3項の規定を含む。)に規定する特定施設をいう。)に入所している者を除く。)に対する喀痰吸引等を行うために受講する喀痰吸引等研修に係る受講負担額及び当該研修の受講に係る人件費とする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補助金の額は、喀痰吸引等研修を受講した従業員1人につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号。以下「法施行規則」という。)附則第4条の表に規定する第1号研修又は第2号研修を受講した場合 補助対象経費の実支出額と100,000円のいずれか少ない方の額</p> <p>(2) 法施行規則附則第4条の表に規定する第3号研修を受講した場合 補助対象経費の実支出額と50,000円のいずれか少ない方の額</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 補助の対象経費は、前条に規定する従業員の喀痰吸引等研修に係る受講負担額及び当該研修の受講に係る人件費とする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補助金の額は、前条に規定する経費のうち、実際に要した費用の額とする。ただし、従業員1人当たり50,000円を限度とする。</p>